

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

### (1) いじめの定義

北海道いじめの防止等に関する条例（令和5年3月改訂）を参照し、本校においても「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、基準を「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」により「対象児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

### (2) 本校の基本認識

「いじめはこの学校にも、どの子どもにも起こりうる」という認識を全教職員が持ち、教育課程の全体を通じていじめの未然防止に努めるとともに、いじめの可能性を認知した場合は、いじめられている児童生徒の立場に立って、問題の解決を図るため、以下の4点を基本認識とする。

ア 全ての児童生徒が自分を必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような人間関係を構築し、安心して学校生活を送ることができる教育環境づくりに取り組み、いじめの未然防止に努める。

イ 「いじめは絶対に許されない行為である」との視点に立ち、いじめを見逃さず、毅然とした態度でいじめ根絶に向けて、教職員が一丸となって取り組む。

ウ 家庭及び地域、関係機関との連携や協力を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

エ いじめを受けている児童生徒の保護を優先し、いじめを行った児童生徒はもとより、はやし立てる「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」に対しても指導や支援を行い、再発防止に努める。

## 2 いじめの未然防止のための取組

いじめ問題は、いつでも、どこでも、だれもが、被害者になったり加害者になったりする可能性がある日常的な人権問題であるという認識で、実効性のある指導体制を確立して臨むことが重要である。

いじめ未然防止のための豊かな心を育てる道德教育を展開するには、特に児童生徒自身に、自らをしっかりと見つめて生命の尊厳を自覚させていくことが大切である。

スマートフォン等やインターネットによるいじめに対しては、情報モラル教育の充実させていく。特に、メールやSNSの仕組み、特性に関する正しい知識を与え、トラブルの拡大を防ぐことが重要である。

加えて発達障がいを含む障がい等、配慮が必要な児童生徒に対しては、特性等を踏まえた適切な支援を行う。

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

いじめを未然に防ぐためには、学校内外においていじめを「しない」、「させない」、「許さない」雰囲気の醸成が必要であり、教職員の明確な指導とともに児童生徒が主体となった取組を充実させていくことが重要である。

- ア 児童生徒会と連携したいじめ未然防止のためのルール作り
- イ 全校朝会や集会等において「いじめは絶対許さない」姿勢の指導
- ウ あいさつ運動の実施
- エ 全校遊び等の児童生徒会による交流活動の実施

(2) 学習活動等の充実

授業でのつまずきにより学習意欲を失い、無力感やストレスを強めることも少なくないことから、学習する喜びや成就感を味わうことのできる指導法の工夫・改善を図るとともに、互いに学び合う活動を取り入れるなどして、授業においても自己存在感や自己有用感を高めることが大切である。

- ア 学習する喜びや成就感を実感し、学習意欲が高まる授業を目指した工夫改善
- イ 互いに教え合い、学び合う態度の育成
- ウ 対話や協働して課題に取り組む活動の積極的な活用

(3) 豊かな心を育てる道德教育の展開

いじめを生まない豊かな心の育成のためには、心の通い合う交流や体験と道徳的価値の自覚を深める教育活動を重視し、特別の教科道徳（以下道徳科）の時間を中核として、児童生徒の道徳意識や行動が広がり深まるように、様々な教育活動と関連させて道徳教育の充実を図ることが大切である。

- ア 実態に応じた重点目標の設定
- イ 児童生徒が主体的に考え議論する道徳科の授業の実践
- ウ 命の日の集会の継続

(4) 情報モラルに関する教育を推進する。

スマートフォンやタブレット端末、ゲーム機器等の普及に伴うインターネットやSNS等によるトラブルの増加を踏まえ、情報機器やアプリの仕組み、特性、トラブルにつながる行為等について理解を深め、適切な利用の在り方を身につけていくことが必要である。

- ア 外部講師等を活用した学習機会や各種資料を活用した啓発等による情報モラル教育の推進
- イ インターネットやSNS、ゲーム等の利用実態を把握する生活リズムチェックの実施
- ウ 定期的なネットパトロールの実施

(5) 校外との連携の強化

いじめやトラブルを未然に防ぐためには、多様な視点による見守りの輪を広げることが必要であり、いじめやトラブルが学校内だけでなく学校外で発生する事例があることから、保護者や地域、関係機関等との連携が重要である。

- ア 保護者との情報共有、連携の推進
- イ 地域、関係機関（SSW、SC、学校運営協議会など）との連携の推進
- ウ 積極的な地域人材の活用や児童生徒の地域施設等での活動などによる交流の促進

3 いじめの早期発見、積極的な認知に向けた取組

いじめを受けた児童生徒が事実を認めたくない、心配をかけたくないなどの理由でいじめの事実を否定する可能性を考慮し、表面的・形式的ではなく周辺の状況を踏まえ、客観的に判断し、早期発見、積極的な認知に努める。

また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目していく。

(1) 定期的なアンケート調査の実施

道教委が実施する年2回（5月、10月）の調査に加え、学校独自の調査を年1回（2月）実施する。8月には子ども理解支援ツール「ほっと」を実施する。また、いじめが疑われる事案が生じた場合はその都度調査を実施する。

(2) 教育相談の実施

上記アンケート調査のうち5月と10月の調査実施後に、担任による教育相談を実施し、日常生活や学習とともに、いじめについても相談や情報収集を行う。また、2月の独自調査時にいじめが疑われる事案を認知した場合は、当該学級または学年で教育相談を実施する。

(3) 教職員による日常観察と情報共有の徹底

授業中はもとより、休み時間や給食、行事の準備など学校生活の様々な場面で、積極的に児童生徒に関わるほか、生活ノート等を活用し人間関係や個別の悩み等の把握に努め、教職員個々が得た情報を迅速に共有する。

(4) 保健室機能の活用

心身の健康管理を行う保健室は、児童生徒にとって安心できる「居場所」としての機能を有していることから、教室と異なる表情をみるのが可能であり、様々な変化を捉え、情報を得ることが出来る。こうした機能を活用しながら、いじめの早期発見、積極的な認知につなげていく。

(5) 家庭との連携

参観日、懇談等の機会を活用して児童生徒の様子や課題等の共通理解を図るほか、随時電話連絡や家庭訪問を行うなどして綿密に連携する。

(6) 地域、関係機関との連携

日常から地域や関係機関との積極的な連携を行い、児童生徒の校外での生活等に関する情報を得られる信頼関係を構築するとともに、学校と地域が連携協働して、学校と地域双方の課題解決に取り組む仕組みを構築する。

4 いじめへの対応（以下の流れを基本として、迅速で組織的な対応を行う。）

(1) いじめ情報のキャッチ

《報告》 いじめを認知した教職員 → 担任 → 生徒指導部 → 管理職

《留意点》 ・どんな小さな事案でも連絡、報告する。

・自分の責任であると考えたり、自分だけで解決したりしようとしなない。

(2) 学校における、いじめの防止対策ための組織による協議

ア いじめ対策委員会で協議する。

イ 教育委員会に報告し、必要に応じて警察・児童相談所などと連携を図る。

ウ 教育委員会は、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、いじめの解決を図るために職員を派遣するなどの支援を行う。

(3) 対応方針の決定と役割分担

《情報整理》 ・いじめを受けたとされる児童生徒、いじめを行ったとされる児童生徒、関係者、周囲の者の状況や様子を整理する。

《対応方針》 ・緊急度や危険度（自殺、行方不明、脅迫、暴行など）を確認する。

・自殺や行方不明など緊急度や危険度が高い場合は、警察に通報するとともに教育委員会へ連絡する。

- 《役割分担》
- ・いじめを受けたとされる児童生徒からの聞き取りと支援の担当、いじめを行ったとされる児童生徒からの聞き取りと指導の担当
  - ・周囲の児童生徒と全体指導の担当
  - ・保護者への対応担当。関係機関との連携担当
  - ・事実の記録担当

(4) 事実の確認

ア いじめの状況をじっくり聞き取るとともに、複数の情報をつき合わせ確実な事実に基づいた指導ができるように確認する。

イ 聞き取る場所、時間帯、秘密の厳守などについては、細心の注意を払う。

ウ いじめを受けたとされる側といじめを行ったとされる側の言い分を聞いて、整理してから次の段階に進む。

(5) いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、周囲の児童生徒への支援・指導

謝罪は、事実の内容によって形式やタイミングは異なるが、いじめを受けた児童生徒のつらい気持ちや、いじめを行った側の反省が双方に伝わるように行う。また、いじめを許さない学校の姿勢や今後の対応についても十分に理解させる。

《いじめを受けた児童生徒》

- ・いじめを受けた児童生徒には、学級担任を中心に話しやすい教職員が対応し、いじめを絶対許さない学校全体の姿勢や今後の指導、二度と起こさせない対応を説明する。

《いじめを行った児童生徒》

- ・いじめを行った児童生徒は、中立的な立場の教職員が話をして、いじめを受けた側のつらい気持ちに気づかせ、反省するよう指導する。
- ・保護者への説明は、必要に応じて複数の教職員で行う。

《周囲の児童生徒》

- ・周囲の児童生徒には、いじめは学年・学校全体の問題としてとらえさせ、いじめを受けた児童生徒の身になって考えさせる。
- ・いじめのもとになった言動を振り返るとともに、いじめをなくすための話し合いをさせる。
- ・いじめを受けた児童生徒への謝罪は、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向をふまえて行う。

(6) いじめ解消までの指導

ア 被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するため、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続する。

イ そのための支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

ウ いじめに係る行為が止んでいることを確認し、少なくとも3ヶ月程度その状態が継続している状況を注視する。

エ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、面談等で確認する。

(7) いじめを許さない学校づくり

ア いじめを許さない学校をつくるために、未然防止および早期発見・対応が十分であったか、全職員で振り返りを行う。

イ 学級経営、授業中の生徒指導、生徒会活動、人権教育、道徳教育、人間関係づくり、スクールカウンセラーの活用などにおける自校の課題に対して、具体的な改善策を立てて実行する。

ウ 学校運営協議会やPTA 総会および役員会等で、いじめの対応策を説明し、意見を聞くとともに、共通理解を図り、協力体制を築く。

## 5 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 名称

いじめ対策委員会

### (2) 役割

いじめの現状や指導等の情報交換、早期発見、防止、対応等を実効的に協議する。

### (3) 構成員

校長、教頭、指導部長、教務主任、当該学級担任、養護教諭、学校運営協議会担当委員

### (4) 開催

いじめの可能性を認知した時点及び、いじめ未然防止に関する取組の検討の祭、その他必要に応じて開催する。

\*いじめが疑われる事案を認知し即時的な対応が必要な場合は、学校職員のみで開催することができる。

## 6 重大事態発生時の対応

児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合は、重大事態として扱うこととし、いじめの事実を確認し、速やかに市教委へ報告する。

重大事態発生時の対応等については、市教委に指導・助言を求めて学校として外部専門家を含め組織的に対応を進める。その際は、拡大いじめ対策委員会を臨時に設置する。

### (1) 名称

拡大いじめ対策委員会

### (2) 役割

学校が行った調査内容の検討、学校の対応に対する協議

### (3) 構成員

いじめ対策委員、外部専門家(スクールカウンセラー)、学校運営協議会担当委員、主任児童委員

### (4) 開催

重大事態発生時に開催する。

## 7 学校いじめ防止プログラム

月	実施内容	留意点	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の実情等の学級・学年間の引き継ぎ</li> <li>教職員によるいじめ未然防止の取組の確認</li> <li>いじめ防止基本方針等の保護者説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の状況と人間関係の特性</li> <li>今年度の重点項目を確認</li> <li>参観日に実施</li> </ul>	P ↓
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート及び教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談時にアンケート内容を確認</li> </ul>	D ↓
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談実施内容の分析</li> <li>運動会を通じた集団づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員による情報共有</li> <li>教職員による共通理解</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容のふりかえり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果と課題の確認</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中のネットパトロールの実施</li> <li>「ほっと」等による人間関係の客観的な把握</li> <li>生活リズムチェックの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教師で実施</li> <li>人数に応じたツールの工夫</li> <li>インターネット活用実態把握</li> </ul>	C ↓
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校祭を通じた集団づくり</li> <li>学校評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員による共通理解</li> <li>いじめ未然防止についても評価</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価の分析、公表</li> <li>後期のいじめ未然防止の取組ポイントの確認</li> <li>いじめアンケート及び教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期の取組の反省</li> <li>教職員による共通理解</li> <li>相談時にアンケート内容を確認</li> </ul>	A ↓
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期の学級組織づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期に向けた意識付け</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談実施内容の分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員による情報共有</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業中のネットパトロールの実施</li> <li>学校評価の実施</li> <li>生活リズムチェックの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教師で実施</li> <li>インターネット活用実態把握</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価の分析、公表</li> <li>いじめアンケート及び教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の反省と次年度の方向性</li> <li>相談時にアンケート内容を確認</li> </ul>	↓ 次年度のPへ
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き継ぎ資料の作成</li> </ul>		
定期的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員朝会や毎朝の学年部会等における生徒指導情報の交流</li> <li>毎月の定期生徒指導事例研修での情報交換</li> <li>毎朝のあいさつ運動</li> <li>児童生徒会における、いじめのない学校生活のための話し合い</li> <li>全教職員による常時教育相談体制</li> <li>毎月のネットパトロールの実施</li> </ul>		

## 8 評価

本基本方針が着実に実施されていることを評価するため、学校評価の際に以下の項目について評価を行う。

- ・いじめの未然防止や悩み等への相談対応に関すること。
- ・児童生徒へのきめ細かな指導や対応に関すること。